

中播磨地域環境形成基本方針

～ 中播磨地域における緑豊かな地域環境形成に関する基本方針～

兵 庫 県

平成 16 年 7 月 30 日

目次

はじめに.....	1
第1 地域の特性に応じた緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想	2
1 中播磨地域の特性.....	2
2 中播磨地域の緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想.....	5
第2 適正な土地利用の推進を図るための地域の区分に関する基本的事項	10
1 環境形成区域の区分.....	10
2 各区域の設定の方針.....	11
第3 森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成に関する基本事項....	12
1 中播磨地域の土地利用及び環境形成の方向.....	12
2 都市的な開発及び施設整備の方向.....	13
第4 その他緑豊かな地域環境の形成に関する基本的事項	17
1 計画整備地区の認定についての基本方針.....	17
2 森林及び農地の保全の方向.....	19
3 その他豊かな地域環境の形成に関する基本的事項.....	19

はじめに

兵庫県における地域区分では、姫路市から中国山地に至る範囲を「中播磨地域」と呼んでいるが、本方針の対象とするのは、神崎郡の大河内町、神崎町、市川町、福崎町（一部）と飾磨郡の夢前町からなる範囲である。

中播磨地域は、播磨の国の中北端にあたり、古くから、但馬との交流の歴史があり、農林業を主としながらも比較的早くから都市的な活動が盛んになっていた。また、環境的には、人工林や里山林など緑豊かな森林が広がり、清流が涵養され、水と山の恵みが人々の暮らしを支えてきた。

こうした中山間地域では、全国的な人口減少、少子高齢化に伴い集落等の活動の低下、農林業の担い手不足などが生じ、地域づくり、地域経営の観点から問題となっている。また、工場や別荘、レクリエーションなど新たな開発は雇用の創出などに寄与しているものの、その全てが地域環境の魅力向上につながっているとは言えない状況にあり、改めて地域づくりのあり方が問われている。

近年の新たな潮流として、中山間地域の自然環境や農村環境が見直されつつある。例えば、水源涵養や自然・国土保全といった役割だけでなく、都市住民が身近に自然に触れられる場、さらに進んでグリーンツーリズムやエコツーリズムの場、地球環境保全の観点からCO₂吸収源として、あるいはリタイヤ層だけでなくITの進展を背景とした実年齢の多自然居住の場など、多面的に価値が見直されており、今後の地域づくりを考える上で重要である。

一方、中播磨地域において参画と協働により作成され推進されつつある「中播磨地域ビジョン」では、『一人ひとりの自己実現を大切に、地域でともに生きる』を基本姿勢に、『環境王国』、『日本の祭都』などの6つの夢、また地域環境づくりの目標像としては美しい川・森づくり、活気ある農山村、快適な居住空間、滞在型環境の推進、産業基盤の整備などを掲げている。

この地域ビジョンの実現に向けては、地域の存立基盤である自然環境を将来に渡って保全しつつ、その恵みを活かして地域の活性化を図り、美しく元気な地域づくりを住民等の参画の元で進めていくことが必要である。

そのため、緑豊かな地域環境の形成に関する条例（以下「条例」という。）第8条第1項の規定による、中播磨地域における緑豊かな地域環境の形成に関する基本方針を以下のとおり定めることとする。

第1 地域の特性に応じた緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想

1 中播磨地域の特性

(1) 位置

中播磨地域は兵庫県の南西部に位置し、また、姫路都市圏にも位置する地域であり、神戸からは50km、大阪からは70~80km圏に位置している。中国自動車道及び播但自動車道が地域内を通過し、高速道路利用で神戸まで1~2時間程度となっている。

(2) 自然的条件

地域の北部は中国山地を形成し、そこを源流とする市川や夢前川が南北を貫いて、自然環境を涵養し、生活や地域産業と深く結びついて地域の骨格、シンボルとなり、川と森を基調とする環境が人の営みを支えている。

森林と高原地

【川】市川、夢前川が南に流れ、地域の大半がこの2つの流域に含まれている。市川は総延長約76kmの2級河川で、小田原川、越知川、岡部川等13本の支流がある。夢前川は総延長約40kmの2級河川で、7本の支流がある。いずれも上流域での水質は良好である。

【山】中国山地の東部に当たり、山崎断層を境にして北部は700m以上の山々が連なり、南部は500m以下となっており起伏も小さい。

北西部の山地群には暁晴山(1,077m)、夜鷹山(1,056m)等が、北東部には入相山(780m)、飯盛山(901m)、笠形山(939m)、千ヶ峰(1,005m)などがある。関西圏で第1級の広さを誇る峰山高原や砥峰高原等の800~1,000m級の高原もこの地域にある。

市川流域沿い、夢前川流域沿いに傾斜角15°未満の平地部分が見られるが、その他については急峻な斜面が多く、とくに夢前町北部から大河内町にかけて、傾斜角30°以上の山地が連なっている。

【植生】ほとんどが二次林で覆われており、最も多いのはアカマツ林で、土壤条件から北部ではスギ・ヒノキ林の植林地で占められている。また、北西部にコナラ林が分布しており、雪彦峰山県立自然公園内ではミズナラ林が多く見られる。自然林は社寺等に僅かに残っているのみで、シラカシ林が大河内町に、シイ林が夢前川流域に点在しているが、その大半が県の環境緑地保全地域に指定されている。

大河内町の砥峰高原の草原には比較的大きな湿原があり、湿性植物が生育している。

夢前川上流域は山間溪流の様相を呈している。

(3) 社会的条件

地域面積は約439.1km²(県土全体の約5%)、地域人口は約5万人(同約1%)となっている。姫路と但馬を結ぶ地域として古くから開けた地域であるが、特に姫路市とのつ

ながりが強く、地域内からの姫路への通勤・通学が多い。また、就労の場を求めて若年層が流出、地域内では高齢化が顕著に進行している。

姫路市など都市の近郊、交通・交流の歴史

【人口】地域内人口は約5万人で、平成7年までは増加傾向にあったが、平成12年には減少に転じている。年少人口の割合は兵庫県と比較して高くなっているが、高齢人口の割合が20.4%と高い割合を示している。一方、夢前町で高齢化率16.6%と比較的低いが、他の町では高齢化率が高く、大河内町では26.3%となっている。

【交通】神崎町を除く神崎郡3町にはJR播但線が通っており、各町に鉄道駅が位置している。また、中国自動車道が東西の、播但連絡道路が南北の広域交通として地域内外を貫いている。その他に、国道312号が南北の主要幹線道路となっている。また、JR播但線の姫路から寺前間については、平成10年3月に電化・高速化されたことにより、所要時間の短縮等沿線の利便性が大きく向上した。

【歴史】古くから市川流域の穀倉地帯として開け、明治初期には生野から姫路に至る生野街道や播但鉄道（現JR播但線）が重点整備され地域が発展してきた。その後も国道312号、播但連絡道などの道路が整備されたことにより、工場立地なども一定進んできた。

【地場産業】古くから開けた穀倉地帯であり農林業が主で、とくに林業は人工林率が50%を越えているものの、木材需要の低迷により、近年では、都市への通勤や工場勤務が増えている。

【地域構造】地域全体が姫路都市圏にあり、姫路近郊地域として発展してきている。

(4) 地域づくりの動向

農林業を中心とする中山間地域であり、農林業基盤整備、道路整備及び治山治水整備を中心に地域整備が進められてきた。中国自動車道や播但連絡道路の開通に伴い工場立地も進んだ。80～90年代にはゴルフ場が開発されるが、現在では沈静化し、利用状況も低迷している。

各町では少子高齢化対策として住宅地供給、工場誘致、観光開発、教育・福祉など定住環境の整備に力を入れており、近年は宿泊施設、キャンプ場など自然を生かした交流・観光拠点を整備するなど都市地域との交流による地域活性化が進んでいる。

一方、地域内では「中播磨地域ビジョン」に基づくまちづくり活動が展開されているほか、「はりま人と自然のさとやま共和国」「夢前町花いっぱい運動」など地域環境の保全・活用に取り組む住民活動が芽生えつつある。

【観光】町ごとに自然環境活用型施設（キャンプ場、宿泊施設、農業公園、温泉など）が整備されており、姫路、阪神間などから利用客を集めている。

【住宅】姫路都市圏にあり、一定の郊外住宅地需要、別荘風の住宅地需要が存在する。とくに夢前町では郊外住宅団地が多く立地しているものの、近年はやや沈静化の状況を

見せている。大河内町では定住促進のため町による宅地分譲も行われている。

【工業】姫路市、福崎町に近接していることから、域内の工場立地はそれほど進んでいない。夢前町や神崎町などに工場団地があるが立地は進んでいない状況にある。

【農林業】農業は谷筋が多く零細な農家や営業が多い。市川町ではまとまった農地が形成されている。林業では列状間伐など実験的な取組みもみられる。北部では製材所も立地している。

【商業】姫路商業圏にあることから、姫路市内の商業施設への依存も強かったが、近年、地域内の沿道等にはやや大型の日用品、食料品店等の立地も進んでいる。

(5) 地域環境形成にかかる課題

森、田園等の地域環境の維持

今日ある森林や田園の優れた環境は、長期間にわたる人の営みの中で作りだされてきたものであり、特に農林業という生産活動に強く依存している。

しかしながら、厳しい経済環境や若い担い手の不足等から、森林や田園を維持していくことが困難な状況となりつつある。

今後は、これらの適正な維持管理の取り組みを進めるとともに、土地利用転換を伴う開発行為については、豊かな自然や優れた景観を阻害しないよう適切に誘導していく必要がある。

地域の活力の維持

これまで東西、南北の自動車交通の要路が通過する地域であることから、一定の活力が保たれてきているが、北近畿豊岡自動車道、播磨自動車道（中国横断自動車道姫路鳥取線等）の県下の高速道路網の整備が進む中、当地域の活力を将来に渡って維持できる方策を推進する必要がある。

今後、地域固有の自然や歴史的な資源を活用した都市と農村の地域間交流等の地域振興策や住みやすさの向上による人口定着のための施策（多自然居住、若者定住化）を強化していく必要がある。

2 中播磨地域の緑豊かな地域環境の形成に関する基本構想

(1) 地域の将来像(中播磨地域ビジョン)

「中播磨地域ビジョン(以下「地域ビジョン」)」は、平成11年度から12年度にかけて、地域夢会議という名称で、地域の様々な団体へのヒアリングや市郡単位での意見聴取を行い、73団体、1874人の方々からの意見や提案をもとに、学識者、行政、企業、地域団体のリーダー、公募委員などで構成された「夢21委員会」によってとりまとめられた。

また、このビジョンの実現に向けて、平成14年3月には、県民と行政の具体的な取り組み内容を示した「中播磨地域ビジョン推進プログラム」を作成され、平成14年度以降、地域住民の参画と協働により、推進されている。

【基本姿勢】

一人ひとりの自己実現を大切に、地域でともに生きる

【6つの夢】

- 生きがいを持って暮らそう(自己実現社会)
- 人と人が創る豊かな人間関係を広げよう(人の輪社会)
- 住みなれた地域で支え合っるとともに生きよう(安心安全社会)
- 人と自然の営みが調和した循環型社会をめざそう(環境王国)
- うるおいとにぎわいのある地域をつくろう(日本の祭都)
- 世界につながる創造的で活力ある社会をめざそう(世界の光都)

【地域環境に関する目標像】……地域環境に関連するものを抜粋・整理

『環境王国』……美しい自然環境

- 市川、夢前川などの美しい川をつくる
- 子どものころ遊んだ美しい森づくりを進める
- 自然環境に調和した農林業、活気ある農山村をつくる

『日本の祭都』……快適な生活環境

- 個性とにぎわいのある中心市街地をつくる
- 暮らしやすい快適な居住空間をつくる
- 資源を活かした滞在型観光を推進する

『世界の光都』……未来へのまちづくり

- 産業基盤の整備を進める

(2) 地域づくりの基本方向

アメニティアップ(自然豊かな居住環境、地域環境づくり)

【地域の存立基盤である自然環境・景観を保全・育成する】

地域のシンボルとして認識されている市川、夢前川、笠形山、雪彦山、砥峰高原、峰山高原及びこれらとひとつながりになっている自然環境を、地域のシンボル・骨格として育成していく。地域内だけでなく、流域環境あるいは地球環境保全の観点から、広域的な保全と支援の仕組みづくりを進めるものとする。

美しく元気な集落づくり(自然保全と都市農村交流)

【地域環境の適正な維持管理により、森林、田園風景などの地域環境の維持・育成とともに、美しく活気のある集落づくりを進める】

地域環境を適正に維持管理していくためには、骨格を形成する山々や高原、河川だけでなく、森林、耕作田畑、棚田、鮎、アマゴ、ホタルなどの多種多様な自然の恵みを、地域の魅力として、暮らしや農林業と結びついた地域づくりの中で十分に活用していくものとする。その過程を通じて、美しく活気のある集落づくりを目指すものとする。

交流による地域づくり

【河川などの流域を通じた住民同士の交流や自然、田園、レクリエーション施設などの地域資源を活用した都市農村交流により、地域の活性化と資源を生かした滞在型観光を推進する】

自然環境の保全や元気な集落づくりを進めるためには、地域資源を活用した農村交流により、神社や城跡などに加え、歴史的な街並み、民家集落などの歴史的資源、あるいは森、川、溪流、生き物などの自然資源、さらに地域の祭りや伝統芸能、地場産業など人と自然が織りなしてきた文化的資源などを掘り起こすことが重要となる。

地域住民自身はその価値を再認識・再発見した上で、本物の魅力に根ざした深い交流、ふれあいによる都市農村交流を展開し、地域活性化を推進していくものとする。

(3) 地域の環境形成の基本方向

優れた地域環境の形成は、単に造形的に美しいというだけでなく、山や河川の豊かな自然の中で、歴史性と地域性を活かしつつ、活発な産業・文化活動、住民生活が展開される場所として、住民が愛着を持ち、親しみ・誇りなどを感じ、そこに住むことの意義とそこを訪れることの魅力を実感できる環境の形成を目指すことであり、行政だけに委ねられたものではなく、住民、企業、行政が協働して進めていくべきものである。

< 中播磨地域の景観 >

中播磨では、雪彦山、笠形山、七種山などを代表とする山並みの麓の平野部には農地が広がり、その中に集落やまちがゆったりと存在し、周囲を山に囲まれつつも、開放感のある空間を形づくっている。そして、市川、夢前川といった豊かな水の流れがこの平野部の風景に変化と動きをもたらしている。また、平野部から伸びる谷間には、清流に沿って高低差のある農地や集落が帯状につながり、奥行感のある落ち着いた空間を形づくっている。

これらの空間は、この地域の山並みが川の流れをつくり、川の流れが地勢をつくり、その地勢に応じて生産の場としての農地、この生産にたずさわる人々の居住の場としての集落が形成され、さらには、人々の生活の中心としてのまちが形成されるといった、それぞれが相互に関わり合いを持つ中で、地域としての安定した景観をつくっている。

この景観は、ここに住む人々が、この地域の地形、気象条件、水系、土等の自然の条件を尊重しつつ、生産し、居住するという永い営みを通して、生み出され継承されてきたものであり、これら全体が、自然、人、時間が編み上げてきた一つの風景とも言えるものである。このような地域の景観には、自然環境がもつ美しさ、人々の生産、生活に伴った秩序を反映した美しさ、そして地域の文化が醸し出す伝統的な美しさを感じることができる。

山並みの景観

雪彦山、夜鷹山、千が峰、笠形山、七種山などを代表とする山並みが地域全体の背景景観として大きな比重を占めており、遠景、近景としての山の存在は無視することができない。

さらには、この山並みが地域の微気象を左右し、またこれを水源とする河川が流域の地勢を規定し、微気象や地勢に応じて人々の暮らし方が定まり、その結果として現在の地域の景観が形成されており、山並みは、地域の「らしさ」を形づくる大きな要素となっている。

また、峰山・砥峰高原は、険しい山並みの中で意外性のある広がりを見せるとともに、河川の源流点につくられた太田ダム、長谷ダムや菅生ダムの湖面は、その澄んだ広い水の面に四季折々の自然の姿を映し、特異な水辺景観を構成している。

谷間の景観

山のふところにある谷間では、川筋に沿って山が迫り、平坦地が少ないことから家屋や農地は等高線に沿って階段状に存在し、その後ろには、近景としての山の斜面がいつも見

え、集落や農地等が山の斜面に抱かれた形の景観が構成されている。

平野部の景観

市川流域や夢前川流域の沖積地として形成された平野部では、農地が広がるなかに微高地を中心として集落やまちが存在し、背景の山並みの緑・農地の緑・集落等の緑が調和した景観が構成されている。その中で、市川、夢前川は、上流、下流及び対岸への広い眺望を与えてくれるとともに、その水の流れが生み出す豊かな姿は、平野部の景観の大きなアクセントとなっている。

<目指すべき地域環境イメージ>

中播磨地域の地域環境形成にあたっては、「地域づくりの方向」及び「地域の景観」をもとに、目指すべき地域環境イメージは、次のように描かれる。

都市近郊の『アメニティ』あふれる生活環境と『美しく元気』な集落環境の形成

笠形山、雪彦山、砥峰高原、峰山高原など、地域の風景の骨格となる山並みや高原が織りなす風景が展望でき、その中に農地や河川、集落が調和した広がりのある田園景観が形成されている。

また、美しい市川、夢前川などの河川や川沿いの桜並木などが田園景観のアクセントとなり、その奥には山並み、高低差のある農地、集落、家並みが調和した奥行きのある景観が形成されている。

こうした豊かな環境、魅力的なふるさと景観、自然の恵みが、様々な人の共感を呼ぶとともに、地域への愛着を源とする多様な交流を育み、地域の活力を高めている。

<ふるさと景観のイメージ>

中国山地の山と谷あい 	高原の風景 	清流と山並み 
美しい棚田と石垣 	広がりのある田園風景 	歴史的な寺社等 

< 豊かな交流のイメージ >



< 地域環境形成の基本方向 >

今後以下の点を基本方向として、目指すべき地域環境イメージに沿った地域環境の形成を図るものとする。

森、高原、田園を基調とした地域環境づくり

農林業の振興、交流等による新たな展開など、森、高原と田園を基調とする地域環境を形成する。

自律による地域環境づくり

地域住民の参画による森林、河川等の適正な管理・活用などを進め、緑や歴史あふれる景観、快適な生活の場や居住空間を育み、地域の人々が住み続けまた訪れる人が住みたくなるような地域環境を形成する

交流による地域環境づくり

森林や田園など緑豊かな環境を活かしたレクリエーションや癒し、自己実現など、地域住民と都市住民の連携・交流により、活力ある地域環境を形成する

魅力ある地域環境づくり

道路や河川、公的建築物等を自然や地域景観に配慮して整備するとともに、都市的な開発や施設整備は自然や地域景観に調和したものに整備し、地域の活力と魅力ある環境を創造する

第2 適正な土地利用の推進を図るための地域の区分に関する基本的事項

1 環境形成区域の区分

地域環境形成の観点から土地利用を捉えて誘導していくために、現況土地利用との関わりを基本として、地域全体を条例第9条に規定する環境形成区域の区分に対応して、次のとおり区分する。

(1) 第1項第1号の区域

(森林としての土地利用を通じて特に緑豊かな地域環境の保全を図るべき区域)

風景形成の観点から特に重要な土地の区域で、まとまりのある森林及びこれに取り巻かれた高原の区域(以下、「森と高原の区域」という。)

(2) 第1項第2号の区域

(森林と当該区域において整備される建築物等が調和した緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域)

現況の森林を主体とする区域であり、今後とも森林としての土地利用を通じて、森林が持つ経済的機能及び公益的機能の発揮を図るとともに、森林としての地域環境の形成を図る区域(以下、「森を生かす区域」という。)

(3) 第1項第3号の区域

(農地と当該区域において整備される建築物等が調和した緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域)

現況の農地を主体とする集落等を含む区域であり、今後とも農業の営みを通じて農地が持つ多面的な機能の発揮を図るとともに、農地、樹林地、集落等が調和した地域環境の形成を図る区域(以下、「田園の区域」という。)

(4) 第1項第4号の区域

(市街地又は相当規模の集落として緑豊かな地域環境の形成を図るべき区域)

住宅等の建築物及び都市的な施設の集積により地域環境が形成されており、今後とも人々の居住、都市的な活動の場として、潤いのある市街地環境の形成を図る区域(以下、「まちの区域」という。)

(5) 第2項の区域

(中播磨地域の特性からみて、第1項各号の区域とは別に定める区域)

都市と農村の交流の拠点として、周辺土地利用との調和に配慮しつつ自然、農林業等の体験施設、滞在施設等の整備を図る区域(以下、「自然と人の交流の区域」という。)

2 各区域の設定の方針

(1) 森と高原の区域

地域の景観形成に重要な役割を果たしている以下の森林等の区域について、周辺における農業等の活動及び施設立地の状況を勘案して設定するものとする。

ア 地域の骨格となるスカイラインを形成する山の稜線を中心とする区域

ある程度の高さを有する山々が連続して連なり、地域の骨格といえる相当規模の帯状のまとまりある森林の区域。

イ 大規模な山体を有する山のまとまりのある区域

スカイラインは形成していないが、森林以外の土地の利用が介在しない大規模なまとまりを有する森林の区域。

ウ 地域のランドマークとなり人々に親しまれている山

市街地や主要道路から特徴的な山としてとらえられる独立峰、前山的に突出した山などのうち、ランドマークとして人々に親しまれている山の区域

エ 高原としての豊かな自然を維持している草原等の区域

一定の広がりをもち、高原としての景観を形成する森林、草原、水面等の区域で、今後ともその環境を保全していくべき区域

(2) 森を生かす区域

まとまりのある現況森林の区域に設定する。一体のゾーンとして、河川、ため池等の水面、小規模な農地、林業用施設等を含めて定めるものとする。

(3) 田園の区域

農業的土地利用を主体とし、集落を含む区域に設定する。

一体のゾーンとして、河川・ため池等の水面、樹林地を含めて定めるものとする。

(4) まちの区域

既成の市街地、大規模な集落、その他の住宅団地、工業団地等の区域及び今後計画的に市街地形成を図る区域に設定する。

ただし、道路沿道等で線的に建築物が連たんしている場合は、既成の市街地等と一体とみなせる場合を除き、原則として当該区域として設定しない。

また、農業振興地域整備計画の農用地区域の指定のある区域は、原則として設定しない。

(5) 自然と人の交流の区域

地域資源を活用した都市と農村の交流の拠点として、農林業体験施設、滞在施設等が集積している区域、今後計画的な整備を図る区域。

第3 森林及び緑地の保全、緑化の推進並びに優れた景観の形成に関する基本事項

1 中播磨地域の土地利用及び環境形成の方向

(1) 森と高原の区域

森林としての土地利用が継続して適切に行われることが特に重要であり、関連施策との連携をとりながら、森林が持つ多面的な機能の発揮に資する森林整備等を行う。

自然公園法に基づく施設整備や自然利用のための小規模な施設整備以外の都市的な開発は抑制し、やむを得ず行う場合は、地形の改変や樹木の伐採を抑え、出来るだけ主要な道路や市街地等から見て開発による造成面や施設等が目につかないような配慮を行うものとする。

(2) 森を生かす区域

森林が持つ経済機能及び公益的機能を発揮させるため、森林の適切な保全・整備を図る。

自然体験、自然探勝等の場としての利用に適した場所においては、それらの活動を支える整備と管理を進め、十分に利用されていない集落近郊の森林では、保健・休養機能が発揮しうよう整備を進める。

開発を行う場合は、地形の改変や樹木の伐採を抑えるなど、主要な道路や市街地等から見て開発による造成面や施設等ができる限り目につかないよう配慮を行う。

(3) 田園の区域

農地がもつ多面的な機能を発揮させるために、その保全・整備を図る。

また、施設等の整備にあたっては、周辺の田園景観との調和が保たれるよう配慮を行う。なお、河川に隣接した箇所にあつては、良好な河川景観を維持していくため、橋梁、河川沿いの道路等からの眺望や河川景観との調和が保たれるよう配慮を行う。

生活道路、生活施設等の整備を進める場合には、集落の特徴に配慮しつつ、適切な箇所において集落と調和した整備を行う。また、既存集落と調和した樹木やまとまった樹林地等の保全、住宅などの建築物の景観形成を図り、美しい田園景観を形成する。

適切な箇所において、ふれあい・観光農業（体験農業、観光農業、市民農園等）を進める。

(4) まちの区域

公共公益的施設を充実させるとともに、商業施設等のサービス施設の整備を進める。また、道路、河川、公園、下水道等の公共施設の整備を進めるとともに、建築景観の誘導により、良好な町並みを形成する。

新たな施設整備にあつては、緑地・オープンスペースを確保するとともに、施設の形

態・意匠・色彩等に配慮する。

また、既存の樹林、樹木等を保全してまちづくりに活用する。

(5) 自然と人の交流の区域

地域資源を適切に活用し、都市と農村の交流の拠点的な場として整備していく。施設整備にあたっては、既存の地形や樹木、水面等の適切な活用やこれと調和した建築景観に配慮するとともに、緑地・オープンスペースの確保、適切な植栽により、魅力的な交流空間を創造する。

2 都市的な開発及び施設整備の方向

(1) 基本的な考え方

都市的な開発及び施設整備にあたっては、「自然と調和した景観への配慮」を基本的な考え方とする。

ア 自然地形を生かす

- ・自然地形を生かし、大規模な土地の形質の変更を避ける。
(地形を考慮した開発地の選定、スカイライン、急傾斜地等の保全、最小限の盛土・切土、地形を生かした道路や施設等の整備)

イ 森林等を残し育てる

- ・相当量の現況森林を保全する(一定割合以上の現況森林の保全、最小限の伐採等)。
- ・自然環境や景観に配慮して森林等を配置する(山頂等の現況森林の保全、貴重な植生等の保全、周辺部の現況森林の保全等)。
- ・地域の自然的条件に適應した植栽を行う(地域に自生する樹種の選定、表土の保全・利用等)。
- ・開発は小規模なまとまりごとに森林の中に点在させる(一定規模以下の開発、一定規模以下の建築物等)。
- ・高密度な都市的利用を抑制する(一定の建ぺい率・容積率、一定規模以上の区画面積等)。
- ・森林以外の区画においても既存緑地を守り育てる(鎮守の森等既存の樹林地の保全・整備、農業的土地利用への配慮等)。

ウ 緑地を効果的に配置する

- ・適切に植栽を行い緑地を設ける(森林以外の区域における一定割合以上の緑地の確保や周辺部への緑地の配置、建築物等と調和した植栽、オープンスペースの緑化、主要道路沿いや河川沿いへの植栽、住宅・工場等の敷地内の緑化、地域に自生する樹種等の活用等)。
- ・擁壁等の土木構造物は緑化・修景する(擁壁等の緑化・修景、法面の緑化等)。
- ・広い平面には植栽を行う(駐車場等の植栽等)。
- ・低花木や草花で緑化・修景する。

エ 建物を周辺の景観と調和させる

- ・建築物の高さ等は樹高を考慮する（周辺の森林・緑地から突出しない高さ等）。
- ・建築物等の形態・色彩・材料等は周辺の景観と調和させる（周辺の自然景観、田園、河川、既存集落等の景観との調和）。
- ・幹線道路沿道や河川沿いの良好な景観を形成する。

オ 眺望を守る

- ・建築物の高さ、形態は、主要な眺望点からの眺望に配慮する（市街地・幹線道路等からの山の眺望を妨げない建築物、橋梁・河川沿い道路等からの眺望の確保等）。

(2) 地域環境形成基準の設定

先の考え方に則し、具体的に条例第 15 条の規定による地域環境形成基準として各環境形成区域別に設定すべき項目について次に示す。

項 目	内 容	環境形成区域区分					
		森を 生か す区 域	田園 の区 域	ま ち の区 域	自 然 と 人 の 交 流 の 区 域		
保全すべき森林又は緑地の面積	森林の保全	一定以上の森林率					
	緑地の確保	一定以上の緑地率					
優れた景観の構成要素の保全方法	地形、植生の保全	山の稜線等の保全					
	貴重な植生の保全	貴重な植生、樹木等の保全					
	既存樹林地の保全	鎮守の森等既存の樹林地の保全等					
	森林等の維持管理	森林、既存樹林地の適切な維持管理					
森林又は緑地の配置方法及び緑化の方法	森林と建築物	森林と調和した建築物の配置					
	建築物と緑地	建築物と調和した緑地の配置、植栽					
	道路沿いの植栽	区域内の主要道路沿いへの緑地の配置					
	河川沿いの植栽	近隣接する河川沿いへの植栽					
	緑地・植栽の質	自生種の植栽					
	緑化の手法	地域固有の緑化手法の継承					
自然的環境と調和する建築物等の整備方法	土地の造成	自然地形、景観と調和した造成					
	擁壁等の緑化修景	擁壁等の工作物の前面植栽等の修景					
	法面の緑化	法面への植栽					
	街区の形成	街区パターンに即した施設配置					
	建築物の形態		周辺景観と調和する規模、高さ等				
			眺望点からの眺望を妨げない規模、形態等				
建築物等の意匠等		周辺景観と調和した意匠、材料、色彩等					

(3) 地域環境形成基準の設定にあたって配慮すべき事項

森林率、緑地率については、開発区域の規模に応じて設定する。

保全又は創出された森林や緑地、あるいは緑化・修景については、その量と配置のほか、緑地の質が重要となる。定性的基準となるあるいは基準化に馴染まない事柄も想定されるが、地域に自生する樹種等の選定等地域特性への配慮や開発後の管理・育成など、緑の質の確保に関する基準設定に配慮する。

第4 その他緑豊かな地域環境の形成に関する基本的事項

1 計画整備地区の認定についての基本方針

条例第32条の規定による計画整備地区及び整備計画を認定する際の基本的事項を以下のとおり定める。

(1) 認定すべき地区の考え方

地域づくりの基本方向を踏まえ、以下のとおり、各町や住民が個性的なまちづくりを進める地区又は都市的な機能を新たに導入・整備する地区について、その整備計画を認定し、計画整備地区とする。

特に、各町や住民の個性的なまちづくりは、緑豊かな地域環境の形成の中心となるものであり、これを積極的に推進するものとする。

ア 各町や住民が個性的なまちづくりを進める地区

流域や集落などの一定の広がりのある地区において、各町や住民が主体となり、景観形成や緑化の推進、森林や農地を活かした交流など、個性的なまちづくりを進めるもの

イ 都市的な機能を新たに導入・整備する地区

地域の活性化を目的として生活基盤、産業基盤を強化するために計画的な開発整備により都市的施設の集約立地を図るとともに、新しく良好な市街地環境の形成を図るためのもの

(2) 認定すべき地区

次のような地区について認定することとする。

ア 各町や住民が個性的なまちづくりを進める地区

当該地区の特性や住民等の取り組みを勘案し、次のような状況のものなどについて認定する。

(ア) 既成市街地や集落地において、良好な景観形成や緑化の推進、小規模な樹林等の保全、公共施設の整備などの課題に対応して、地域住民が主体的に取り組んでいる地区

(イ) 森林や農地、その他の地域資源を活かした交流のための環境整備を進めるための地区

(ウ) 個別の施設整備が集積する可能性がある地区など、特定の区域について、より詳細な土地利用及び環境形成の誘導を行うことが必要な地区

イ 都市的な機能を新たに導入・整備する地区

当該土地の特性からみた土地利用の適合性、市町のまちづくり方針との整合性、計画的開発整備の実現性を総合的に評価して、市街地等としての開発整備に適した地区を認定する。なお、土地の特性からみた土地利用の適合性については以下の点などに留意するものとする。

- (ア) 地域づくりの基本方向の観点から、森林や農地としての土地利用との調整が可能であること。
- (イ) 周辺の土地利用及び環境形成に大きな支障を及ぼす立地でないこと。
- (ウ) 周辺の公共公益施設等を有効に活用できる立地であること。

(3) 地域環境形成の方向

計画整備地区については、次のような地域環境形成の方向を目指すものとする。

ア 各町や住民が個性的なまちづくりを進める地区

地区の特性を勘案し、住民等の意向を十分に尊重した地域環境形成を図る。

イ 都市的な機能を新たに導入・整備する地区

地域の活性化を図るために、生活・産業基盤を強化する新たな都市的機能、都市型の交流機能、住宅地などを導入・整備する。

都市的な雰囲気が緑豊かな環境の中で形成されるよう、建築景観の誘導、魅力ある空間づくりを行う。緑地・オープンスペースを確保するとともに、周辺の環境との調和が保たれ、かつ、良好な市街地環境が形成されるよう開発整備を計画的に行う。

(4) 整備計画に定めるべき項目

条例第32条の規定により整備計画を認定するにあたっては、地域環境形成の基本方向を踏まえ、地区の地形などの状況や整備の目的等に即して、当該計画の実現により、総合的に緑豊かな地域環境の形成をもたらすよう、以下の事項等のなかで、必要に応じて適切に定められるべきものについて、その内容を検討し、確認するとともに、協議、指導を行うものとする。

- ・ 地域環境形成上重要な事物の保全に関する事項
- ・ 森林・緑地の維持管理に関する事項
- ・ 森林、緑地、緑化に関する事項（森林・緑地の規模、配置、形態、緑化の方針等）
- ・ 道路、公園等公共施設に関する事項（規模、配置、形態、意匠、構造等）
- ・ 建築物、構造物等に関する事項（規模、配置、形態、意匠、構造等）
- ・ その他豊かな地域環境の形成に関する事項

2 森林及び農地の保全の方向

(1) 基本的な考え方

森林及び農地の保全のあり方として、次の3つの基本方針を示す。

ア 森林及び農地の保全

森林及び農地を適正に保全する。この際の保全とは、森林及び農地における開発を規制することだけでなく、継続的な森林の維持管理も含むことに特に留意する。

イ 多面的な機能の発揮

生産的な側面だけでなく、景観形成、水源涵養、災害防止、レクリエーションなど、森林及び農地がもつ多面的な機能が発揮できるよう、適正に維持管理を進める。

ウ 森林及び農地に配慮した都市的な開発及び施設整備

都市的な開発及び施設整備は森林及び農地環境に配慮し、それらと調和したものと
する。

(2) 取り組みの方向

ア 総合的・一体的・継続的な取り組み

森林及び農地の維持管理を個別に進めるのではなく、流域、周辺集落等との関係を踏まえながら総合的・一体的・継続的に進める。

イ 多様な主体の参画と協働

農林業だけでなく、都市との交流など多様な主体の参画と協働により森林及び農地の維持管理を進める。あわせて、農林業を支える人材の育成を進める。

ウ 持続可能な資源循環

農業、林業、水産業、食品生産業、交流産業等を含めた持続可能な資源循環を図り、資源の有効活用を図る。

3 その他緑豊かな地域環境の形成に関する基本的事項

(1) 多様な主体の参画と協働

中播磨地域における地域環境の形成にあたっては、地域住民、都市住民、NPO 法人、住民組織、ボランティア、企業など多様な主体の参画と協働を得ながら、地域資源の新たな価値の発見、森林、農地や河川の維持管理、建築物等の緑化・修景など、緑豊かな地域環境の形成に関する活動を積極的に展開するものとする。

(2) 関連施策との連携

地域の特性に応じた緑豊かな地域環境の形成にむけた総合的な仕組みづくりを進め、市町との連携のもと、関連施策との連携をとりながら、総合的、横断的な施策の実施を

図るものとする。

(3) 支援方策

緑豊かな地域環境の形成に関する活動に対する人的・技術的な支援、ガイドライン・マニュアルの作成、人材育成等を行うなど、各市町や住民の個性的なまちづくり、地域づくりを支援するものとする。

(4) 方針等の見直し

一定の期間ごとに条例の運用の効果の検証を実施し、また、社会・経済情勢の変化や価値観の転換等に対応して、環境形成区域、地域環境形成基準等の適宜適切な見直しを行うものとする。